

が疾対第 4176 号
令和 4年 1月 28日

県内各透析医療機関の長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課長

新型コロナウイルス感染症透析患者について

日頃より、新型コロナウイルス感染症に係る対策に御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

透析加療中の患者につきましては、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）により、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい可能性があることを踏まえ、入院治療で対応することとされております。

しかしながら、今般のオミクロン株による感染者数の急拡大により、入院病床の不足から、入院調整が困難となっている状況です。

つきましては、今後、当面の間透析加療中の患者が新型コロナウイルスに感染した場合は、以下のとおり対応していただきますようお願いいたします。

これまで、透析加療中の患者が感染した場合には、症状に関わらず入院調整を行ってきたことにより病床が不足するという状況となりましたので、今後は、検査の結果が陽性であっても無症状、軽症の場合は自施設での維持透析をお願いします。症状が、軽症からの重症化、中等症及び重症の場合には各ブロックのコーディネーターが重症化リスクを鑑みて入院調整を行います。

真に入院を要する透析患者が入院待機となることを避けるための措置であることを御理解いただき、何卒御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本通知の内容につきましては、貴院において透析対応に従事する医師、看護師、メディカルスタッフ等への周知徹底に遺漏なきようお願い申し上げます。

1. 入院調整について

- ① 透析版kintoneによる医療機関間の入院調整を中止し、入院受入調整は当該ブロックのコーディネーターが行う。（透析版kintoneの閲覧は制限されます。）
- ② 当該ブロック内において調整が困難な場合はコーディネーター間で調整を行う。
- ③ 臨時医療施設（湘南鎌倉総合病院等）への入院受入調整は、従前どおり県またはコーディネーターから依頼する。
- ④ 診療所やクリニックにおいて、療養期間中の維持透析を行う場合、19時までには終了する。
- ⑤ 療養期間中の搬送の調整は、土日祝日問わず9時から20時までとする。

2. 重症度に応じた対応について

無 症 状：自施設で維持透析（診療所、病院問わず）を行う。

軽 症：原則として自施設で維持透析を行う。

- 例1) 短期間の発熱や風邪症状などの軽微な症状→自施設での隔離透析
- 例2) 合併症が多いただけの患者→自施設での隔離透析
- 例3) 重症感(横になれないほどの高度咳嗽、摂食・飲水量低下など)がある場合または判定日を含めて3日以上38℃以上の発熱を認める場合は、当該ブロックコーディネーターが判断し、個別に対応する。

中等症Ⅰ (93% < SpO2 < 96%) : 即日または翌日の入院を検討する。

中等症Ⅱ (SpO2 ≤ 93%) : 即日の入院を検討する。

重症 : 即日入院とする。

※ 入院中の患者で、中等症Ⅱ以下は重点医療機関への転院は不可とする。

※ 入院調整を行う際には、別添「透析コロナ患者受入れ調整・聞き取り項目シート」による詳細情報を元に各ブロックのコーディネーターに依頼してください。

※ 状態に応じてコーディネーターの判断で入院調整の順番が変更になることがあります。

3. その他

① 軽症・中等症Ⅰについては、「早期薬剤処方」を実施するための体制を構築する。

※ 「早期薬剤処方」の実施については、令和4年1月24日付神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長通知「神奈川県「早期薬剤処方の指針」ver4.1への改定について」を参考に对应願います。

< 県ホームページ「神奈川県における早期の薬剤処方の推進について」 >

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/yakuzai.html>

※ 県のホームページに掲載されている「新型コロナウイルス感染症の経口抗ウイルス薬(飲み薬)について」を参照に、処方体制の構築も併せて対応願います。

< 県ホームページ「新型コロナウイルス感染症の経口抗ウイルス薬(飲み薬)について」 >

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/medicine.html>

※ 抗体カクテル療法についても県のホームページを参照してください。

< 県ホームページ「神奈川県における中和抗体療法の取組み」 >

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/cocktail-kanagawa.html>

② 無症状・軽症患者が、重症化(中等症以上への移行)した場合は速やかにコーディネーターへ連絡し、コーディネーターが受入病院を選定する。

ただし、コーディネーターの対応が不可の場合や生命の危険があると主治医が判断した場合は救急搬送を行う。

③ 入院調整の結果、受入可となった透析コロナ患者が療養期間を経て退院基準を満たした際の受入拒否は不可とする。

問合せ先

がん・肝炎対策グループ 深水

電話 (045) 210-4795 (直通)